

# 高機能型ドライブレコーダー設置支援事業

## 事業者募集要領

【令和5年度】

## 1. 事業の趣旨

高齢者による事故を起こさない・事故が起こりにくい社会にする、家族間での話し合いの場を設けやすくする、市民が安心して暮らすことができるまちにすることを目的に、高機能型ドライブレコーダーの設置にかかる費用の一部を補助し、高齢者の安全運転意識の向上を図る「高機能型ドライブレコーダー設置支援事業」を別添のとおり実施するにあたり、当該事業に参画いただける事業者を募集する。

## 2. 対象となる「高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険」の内容

(1) 高機能型ドライブレコーダーとは以下の機能があることをいう。

- ① 運転の観察・分析を行い、運転者に気づきを与える運転診断を行う機能
- ② ①の運転診断内容を家族にも伝える機能
- ③ 危険運転警告を行うことができる機能
- ④ 万が一の事故時に自動発報し、映像の転送も行うことができる機能

(2) 高機能型ドライブレコーダーに係る金額が1年間の補助上限額に収まること（約1万円）。

## 3. 手続きの流れ

別添のとおり

## 4. 応募事業者の要件

応募事業者は、事業申込時に以下の要件を全て満たす者とする。

- ① 対象となる「高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険」を実施していること
- ② 「3. 手続きの流れ」の実施が可能であること
- ③ 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、暴力団員という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）がその事業活動を支配するものでないこと

## 5. 応募について

(1) 応募方法

応募者は「(2) 応募書類の受付期間」に定められた期間内に、「(3) 提出書類」に示す書類を「(4) 提出先、問い合わせ先」まで提出すること。

応募者に対して受け取った旨の連絡は行わないので、応募者自身で受け取りを確認できる方法で提出すること。郵送の場合は、必ず宛先に朱書きで「応募書類在中」と記入すること。

(2) 応募書類の受付期間

令和5年5月1日(月)～令和5年5月22日(月)消印有効

(3) 提出書類

提出書類は、以下のとおりとする。

- ① 支援事業参画申込書(様式1)
- ② 会社概要
- ③ 代理店一覧 ※受付業務を行う代理店をいう
- ④ 高機能型ドライブレコーダー付き自動車保険に関する内容が確認できるもの

(4) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市福祉局高齢福祉課 担当 田中・昌武

TEL: 078-322-5223 FAX: 078-322-6046

6. 審査について

(1) 審査手順

応募のあった事業者については、神戸市が審査を行い、応募締切から2週間程度で採択する事業者を決定する。ただし、追加書類の提出・審査やヒアリングを行う場合には、当該審査のため追加で期間を要することがある。

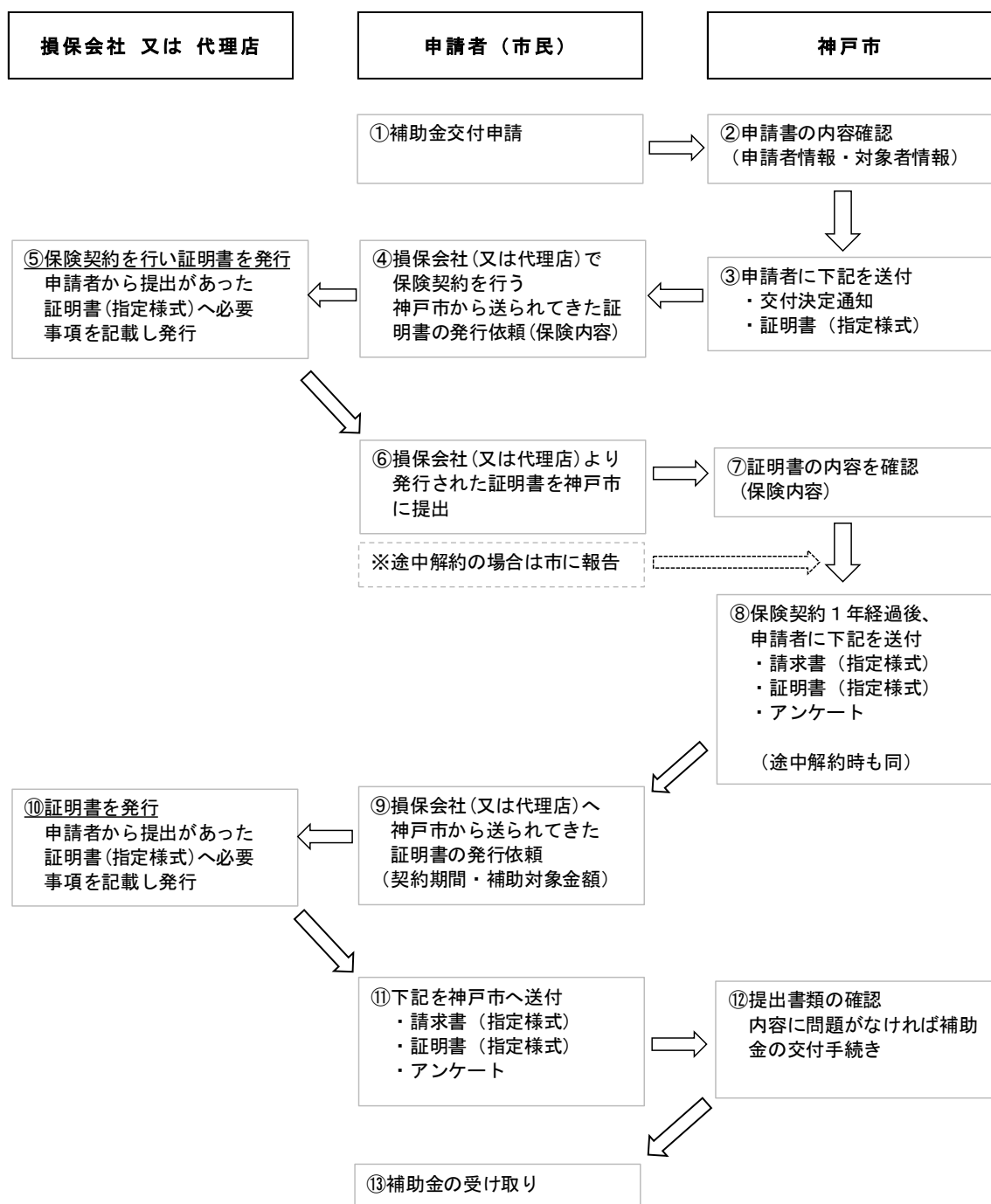
審査にあたっては、提出書類の内容について書面審査を行い、評価する。応募要件を満たしているとともに、円滑な業務遂行を行うことができると認められる事業者を採択する。

提出書類の内容等に不明確な部分がある場合等には、追加説明書の提出を求めることがある。この追加説明書の提出が期日までに行われなかった場合には、審査の対象外となる場合がある。なお、審査に関する問い合わせには応じない。

(2) 審査結果

神戸市が採択を決定した後、事業者へ通知する。採択となる事業者については、当該事業実施にあたっての協定を締結する必要がある。

【別添】 手続きの流れ



※上記にフローについては、内容が一部変更となる可能性があります。